

令和4年3月24日現在

雇用調整助成金利用促進支援金 FAQ

1. 支援対象者について

問 1.どのような事業所が対象となりますか？

答 帯広市内に事業所を有する法人または個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、特措措置期間（※）の雇用調整助成金の支給決定を受け、かつ雇用調整助成金の助成率9 / 10または10 / 10が適用される事業所が対象になります。

※特例措置期間：令和3年5月1日～令和4年6月30日

問 2. 本社は市外にありますが、帯広市内の事業所を休業させた場合、対象となりますか？

答 雇用調整助成金支給申請書の「休業等実施事業所」の所在が市内であれば、対象となります。

（雇用調整助成金の申請は、雇用保険適用事業所単位になりますので、市内の事業所が雇用保険適用事業所であれば対象となります。）

2. 支援対象経費について

問 3. 雇用調整助成金の申請のほかに、就業規則の改正も併せて社労士に委託しました。この場合、対象になりますか。

答 就業規則の改正については対象外になります。補助対象は雇用調整助成金の申請分のみです。その場合は別々の領収書など、内訳がわかる書類を添付してください。

問 4. 申請は自分でしましたが、書類作成を社労士に手伝ってもらいました。書類作成費用として支払いが生じていますが、申請は可能ですか？

答 社労士へ申請に係る事務への支援を依頼していれば申請可能です。その際は、契約書や請求書等で申請事務を依頼したことがわかるものの写しを添付してください。

3. 支給の金額・回数について

問 5. 申請事務を社労士へ複数回委託しており、複数の領収証が発行されています。まとめて申請したいのですが、可能ですか？

答 可能です。申請は1事業主1回限りなので、まとめて申請してください。

4. 支給申請について

問 6. 雇用調整助成金の申請はしています。社労士にお願いしているので委託料は発生しますが、雇用調整助成金が交付されなかった場合でも対象になりますか？

答 雇用調整助成金の支給決定を受けていることが要件なので、対象になりません。

問 7. 社労士に委託して、5月に雇用調整助成金の交付申請を行い、支給決定は6月にありました。本制度は6月25日から施行されていますが、申請できますか？

答 申請できます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、緊急対応期間の雇用調整助成金等の支給決定を受け、かつ雇用調整助成金等の助成率9/10または、10/10が適用されるものであれば対象になります。